

## 奈良市職員の職務に関する要望等の記録等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、奈良市法令遵守の推進に関する条例（平成19年奈良市条例第4号）及び奈良市法令遵守の推進に関する規則（平成19年奈良市規則第20号）に定めるもののほか、職員が、その職務に関して受ける要望等に係る記録の手続を定め、組織として適切な対応の徹底を図るとともに、それらの内容を市民に公表することにより、市政の透明性の確保の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。
- (2) 公職者 国会議員、地方公共団体の議会の議員及び他の地方公共団体の長（これらの者の秘書、代理人及び使者（第6条において「秘書等」という。）を含む。）をいう。
- (3) 要望等 要望、要請、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為で、職員以外の者が、職員に対し、職務の執行に関し一定の具体的な行為をし、又はしないことを働きかけることをいう。

### (職員の責務)

第3条 職員は、公職者から要望等があったときは、この要綱の規定に基づき誠実かつ公正に対応するとともに、不正な要望等又は不正な言動等を伴う要望等に対してき然として対応しなければならない。

### (要望等の記録)

第4条 職員は、公職者から要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、速やかに対応記録票（別記様式。以下「記録票」という。）を作成するものとする。

- 2 職員は、公職者から要望等を文書（ファクシミリ、電子メール等を含む。）により受けたときは、記録票中の内容欄を除き記録票を作成し、当該文書を添付するものとする。
- 3 職員は、記録票を作成するに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。

### (記録の例外)

第5条 職員は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する要望等については、その記録票を作成しないことができる。

(1) 公式又は公開の場において行われる要望等であって、議事録その他これに類するものとして別に記録がされるとき。

(2) 要望等の内容が単なる問い合わせ又は公表されている事実内容の確認であることが明白であるとき。

(記録された要望等の公表)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により記録された要望等及び同条第2項の規定により文書により行われた要望等の内容を取りまとめ、その概要並びに当該要望等を行った者の職名及び氏名(秘書等の氏名を除く。)を定期的に公表するものとする。

(措置)

第7条 市長は、第4条の規定に故意に違反した行為があったと認められる場合は、人事管理上必要な措置を講ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要望等の記録及び公表に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成23年5月9日から施行する。